

「(仮称)茨城県家庭教育を支援するための条例(案)」に対する

県民コメントの実施結果

1 実施期間

平成28年10月12日(水)から平成28年11月11日(金)

2 御意見の件数等

御意見を寄せていただいた方 19人

御意見の件数 19件(郵送, FAX, 電子メールによる提出)

3 御意見の内容と考え方

該当箇所 (条項)	いただいた御意見	考え方
—	○ この条例をきっかけに、家庭(特に両親)で、自分の子どもにしつけや生活習慣をきちんと身につけさせようとする意識が芽生えることを期待しております。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。ご期待に添えるよう、今後も保護者への支援に努めてまいります。
—	○ 家庭教育の低下を感じております。このような条例があることはとても意義のあることです。私としては特に第7条が大切だと考えました。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。
—	○ 茨城県にこの条例ができること切に願います。この条例は絶対に必要です。この条例を後ろ盾にして、よりよい家庭、住みやすい茨城、未来ある子供達への教育などを具体的に実行していきたいです。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。
—	○ 第12条と第13条が大事だと思っております。現場にいると躰は学校でと考えている親も少なからずいます。親としての自覚・親になるための自覚を高める条例文はとてもよいです。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も保護者や若者への支援に努めてまいります。
—	○ 教育現場で仕事をしておりますと、家庭教育も含めた、教育力の低下を日々感じます。大人を成熟させるために、やるべきことをやろうとしている、今回の条例には賛成します。今回の条例が施行されることで、茨城の教育環境がよりよくなることを、心から期待しております。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も保護者への支援に努めてまいります。
—	○ 昨今の、家庭や地域における教育力の低下を、自分の地域や他の地域在住の人の話から、とても感じています。この条例(案)をスタート地点とし、様々な団体等と協力をしたり、予算を配分し、家庭に協力を求める事業を行ったりすることで、未来を担う子どもたちのさらなる成長につながるのではないのでしょうか。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も家庭教育支援に努めてまいります。
—	○ 家庭教育支援条例案、ぜひ実現していただきたいです。特に、7条の家庭の責任は、とても大事だと思います。学校で何でもやる!というのは、ものすごく難しいと思うので家庭としっかり連携しながら、子どもたちを育てていく社会を実現するために、条例ができることを望みます。	・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も家庭教育支援に努めてまいります。

—	<p>○ 幼少期の手厚い教育が、その後の人生で大きな影響を及ぼすことが科学的にも証明されています。</p> <p>○ 様々な支援策、そのための予算立て、罰則などあらゆる必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も家庭教育支援に努めてまいります。 ・ 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
—	<p>○ 第7条、第11条から第14条は親が子供をどのように育てていけばよいのかの手立てを学ぶことで、家庭教育の向上につながると思います、必要だと感じました。第9条は教員にとってとても重要で必要なことだと感じています。学校が地域と連携することでより家庭教育が向上するための手立てになると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も家庭教育支援に努めてまいります。
—	<p>○ 第9条が特に大切だと思います。保護者の方や地域の団体の方々と協力して、子どもたちの学びの場を学校の外でもたくさん提供することが必要だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も保護者や学校等への支援に努めてまいります。
—	<p>○ 第13条の親になるための学びの推進は良いと思います。なぜなら、誰もが将来親になる可能性が非常に高いからです。</p> <p>○ 第14条も大変必要だと思います。教育にはやくて悪いことはないと思うからです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も若者への支援や家庭における就学前教育の充実に努めてまいります。
—	<p>○ 第3条に関して、親がその子どもの教育についての第一義的責任を持っているだけではなく、県や市町村、学校または祖父母、学校の教員など、親以外の人間も子どもの教育関わっているものであり、何らかの責任があるので、教育環境を整えていくことは大切である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も家庭教育支援に努めてまいります。
—	<p>○ 第7条と第9条が大切だと思ったと同時に、親になった時、教師になった時に守りたいと思いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も保護者や学校等への支援に努めてまいります。
—	<p>○ 13条は特に大切だと思います。親になる前の学生にも学べる機会があればいいと思いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も若者への支援に努めてまいります。
—	<p>○ 第8条（祖父母の役割）「先人の知恵」から得て学ぶものが多いようなので、祖父母に対するアプローチの事業も考えてもいいかもしれません。</p> <p>○ 第14条（家庭における就学前教育の充実）、第15条（幼稚園等に対する就学前教育の支援）就学前の時期までに、幼稚園等や地域でできることがあれば少しでも親に対してアプローチしていけると感じます。</p> <p>○ 国においても来年度の国会に家庭教育支援法案を提出すると新聞で見ましたので、法律に先駆けてつくるといことは素晴らしいことだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も祖父母への支援や家庭における就学前教育の充実に努めてまいります。 ・ 国の動向につきまして、今後も注視してまいります

<p>第1条 第13条</p> <p>第3条</p>	<p>○ 第1条, 第13条にある「子どもが親になるために学ぶことを促す・・・」の表現が, 読み方によっては全ての子どもは親になることが前提のようにも見えてしまいます。ここは誤解を招かないためにも例えば「子どもが親になった時のことを考えて学ぶことを促す・・・」という表現はいかがでしょうか。</p> <p>○ 第3条の「相互に協力しながら, 一体的に取り組むことを・・・」となっておりますが, 多様な取り組みも期待されますので, 例えば「一体的に」を削除してはいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員が必ずしも親になるわけではありませんが, 「親になるための学び」をとおして, 自分の親に対する感謝の念を抱かせるとともに, 自分が親になったとき, また, 親にならなくとも地域の大人として子どもを育てる地域づくりに関わっていく気持ちをもってもらいたいと考えますので, 広い意味で「親になるための学び」としました。 ・ 多様な取組が期待されていますが, 社会全体で家庭教育支援に「一体的に」取り組むことを目指しています。
<p>—</p>	<p>○ 12条, 「親としての学びの支援」が重要だと感じました。これから親となる立場としては, 不安なこと, わからないことが沢山ありますので, 親としての学びに関して支援が貰えるということは, たいへん心強いことです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も若者への支援に努めてまいります。
	<p>○ 家庭での子育てや教育について, 環境整備を積極的に推進していく必要があると感じている。条例案では具体性に乏しく, 理念の掲載にとどまっていると思われる。</p> <p>○ 家庭での保護者による教育を基本としながらも, 積極的に第三者による支援が展開されるよう, 公的な支援及び各事業所が行う支援を充実させていきたい。</p> <p>○ 家庭での教育は, 具体的に何を行うのか(基準, 水準)を明確にし, そのためのシステムを用意していく必要がある。</p> <p>○ 家庭教育の推進を行う者(いばらき家庭教育支援員(仮称))を位置づけ, 一部には民間の事業所による競争原理を導入して, 質の高い家庭教育を選択して導入できるようにしていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 ・ 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 ・ 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 ・ 県では現在家庭教育支援員の研修会を年2回実施しておりますので, 引き続き人材養成に努めてまいります。
<p>—</p>	<p>○ ひとり親の家庭など, どうしても育児・家庭教育に手が回らない家庭はあるので, 第3条はとても大切だと思いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。今後も家庭状況の多様性へ配慮してまいります。